

## 請願第12号

松阪市議会議長様

### 心身障害者（児）医療費助成制度に関する請願

#### 請願趣旨

昨年から、心身障害者（児）医療費助成制度の見直しが県及び市町の間で進められ、自己負担を対象者全員に課す方向で検討されていると聞いています。

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用すれば1割負担が課せられ、負担増しから障害者の生活は大変厳しい状況となりました。国には、障害者団体を初め各種団体の請願などが多数寄せられ、国は3カ年の緊急措置として障害者自律支援円滑特別対策を実施し、障害者負担を1割から4分の1に減額となりました。

このように、障害者にとって極めて厳しい状況を緩和する手だてが講じられている情勢の中で、新たに、心身障害者（児）医療費助成制度の自己負担を課する制度を導入することは、決して容認できるものではありません。

また、今日のような厳しい低迷した景気の中で、特に幼い児童を抱えて日々の暮らしを営む若い人たちへの支援と、障害を背負った児童の医療支援は欠くことのできないものです。

さらに、精神障害のある方は生涯にわたり医療支援が必要で、精神障害のために働くことも大きく制限され、少ない収入での生活を強いられています。そのために、治療を継続することは大きな負担となっています。

こうした中、心身障害者（児）医療費助成制度において、障害児者に新たに負担を課す今回の見直しは、決して容認できるものではありません。

以上のことから、現状どおり自己負担を伴わない制度の継続の堅持と助成対象者の拡大を図っていただくよう強くお願い申し上げます。

#### 請願事項

- 1 現行の心身障害者（児）医療費助成制度において、対象となる障害児者に精神障害者も含め、自己負担なき医療制度を堅持・確立すること。
- 2 乳幼児医療費助成において、対象年齢の拡大を行うこと。